

社会保障と税の一体改革関連 8 法案、社会保障と税の一体改革集中審議

[議事録 7/10]

今次抜本改革に対するスタンスと今後の税体系の在り方

- ・租税原則「公平・透明・納得」の「納得」に対する見解
- ・税制改正における「抜本改革」のメルクマール

○吉川沙織君

ここからは、今次税制の抜本改革に対するスタンスについて少しお伺いしたいと思います。

消費税は、小銭を握り締めてお小遣いを持って買物をする子供にも、年金暮らしの高齢者の方にも、被災地で懸命に生活再建をする人々にも、つまりどんな人にも消費をするたびにひとしく課税されるものであり、もちろんそれが消費税の特徴でありメリットにもつながるのですが、金銭的に余裕がある人だけが課税されるものとは根本的に性質が異なるため、より丁寧に国民の皆様の納得を得る必要があると思います。



民主党政権となって新しく設置された税制調査会は、租税原則について、従来は公平、中立、簡素でしたが、これを公平、透明、納得へと改めました。

平成 21 年 12 月 22 日の税制調査会答申では、この租税原則について、「制度が公平で、かつ、制度の内容が透明で分かりやすく、その制度に基づいて納税することについて納得できるものである必要があります。」と説明をしています。

税は国民、住民が広く負担するものであり、最も重要なことは、国民、住民が納得して税を払えるかどうかにありますから、改めて納得という原則を打ち出したのは、国民に寄り添った重要な視点であると思います。

現政権が新たに掲げた租税原則の一つである納得の原則、今回の消費税について満たしているとお考えか、総理の見解を伺います。

○内閣総理大臣(野田佳彦君)



平成 22 年度以降の税制改正大綱においては、税制改革の視点として、御指摘がありましたとおり、公平、透明、納得の 3 原則を掲げているところであります。

その際、納得の原則については、公平で分かりやすい制度に基づいて、納税することについて納得できるものである必要があるとの観点から掲げているところでございます。

今回の法案には、消費税率の引上げに加えまして、消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、法の第 7 条において基本的方向性が盛り込まれ、それらの具体化に向けてそれぞれ検討することとされました。

法附則 20 条及び 21 条において、例えば、所得税については、最高税率の引上げなど累進性の強化に係る具体的な措置、資産税については、相続税の課税ベース、税率構造等の見直し及び贈与税の見直しについて検討を加え、その結果に基づき、平成 24 年度中に必要な法制上の措置を講ずる旨の規定が設けられているところでございます。

こうした基本的方向性を踏まえ、速やかに具体化を図っていくことで、今御指摘いただいたような税体系の理念や姿を更に一層明らかにしていくことによって、国民の皆様が納税することについて納得できる税制となるように全力で取り組んでいきたいと考えております。

○吉川沙織君

私、今の答弁ちょっと納得ができなかったんですけども、次、行きたいと思います。

税制改正について、法案名からも明らかですけども、政府としては税制の抜本改革と位置付けています。

これまでも抜本改革と呼ばれる税制改革は行われていますが、抜本改革とそうでない税制改革を分け隔てるメルクマールってあるんでしょうか。すなわち、何をもって抜本改革としているのか、財務大臣の御見解をお願いします。



○国務大臣(安住淳君)

なかなか難しい質問だと思います。



実は、年度改正で例えば少し税率を、例えば租特なんかもそうですけれども、根本の原理原則は動かさなくて、そのときの状況に応じて年度改正ってやるんですけれども、そういうのはやっぱり改正であって、抜本改正というのは、例えば水平的税率とそれから累進性の高い所得税なんかを併せて改正をすること、また、そのことによって国民の皆さんお一人お一人の税負担が例えば根本的に変わってくると。

なおかつ、例えばこれを地方に移譲したときなんかありましたけれども、このとき地方の均等割がどうなるかとか、そういうふうに複数にやっぱり関係してくるとそれはある意味では抜本ということになるんだと思います。

今回、そういうことから言いますと、実は政府は、最初に提案をさせていただいたときには、この消費税と、それから所得税と資産課税についてそれぞれ提案をさせていただきました。

三党協議の中で、そのうち消費税以外については、方向性は一致をいたしました。年度改正でしっかりこれは成案を出していきましょうということですので、特に所得税と相続税等については、三党で話し合っ、方向性としてはやはり累進率を少し高めて、お金持ちの方に対しても少し御負担をさせていただくというふうな方向で検討したいと思っております。

○吉川沙織君

今までの経過をずっと見ていますと、法案名で今回明記したんですけれども、抜本改革というのは要は消費税の創設や税率の引上げを行うときに結構通称も含めて使っていたような気がします。

続きの議事録(8/10)は、[こちら](#)です。